

平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日(火)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第7号)	6
○日程第5、一般質問	12
○議長の挨拶	26
○管理者の挨拶	26
○閉会の宣告	26

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第25号

平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月28日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成26年9月30日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成26年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (12名)

1番	出	雲	敏太郎	議員	2番	松	尾	孝彦	議員
3番	猪	俣	直行	議員	4番	古	内	秀宣	議員
5番	杉	田	恭之	議員	6番	武	井	誠	議員
7番	齊	藤	芳久	議員	8番	加	藤	則夫	議員
9番	長	谷川	清	議員	10番	井	上	勝司	議員
11番	大	曾根	英明	議員	12番	吉	岡	茂樹	議員

不応招議員 (なし)

平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成26年9月30日（火曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)平成25年度決算に基づく資金不足比率について（報告第2号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

日程第 4 議案第7号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	松尾孝彦	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	古内秀宣	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	武井誠	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	加藤則夫	議員
9番	長谷川清	議員	10番	井上勝司	議員
11番	大曾根英明	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	千代田直人
事務局次長	森田進一	参与次長	吉田文夫
総務課長	新井正美	業務課長	矢作芳和一
業務課副課長	宇津木優明	建設課長	中田真淳
建設課副課長	岡本義徳	維持管理課	高山峰男
維持管理課副課長	菊地征一		千葉
	飯田清貴		

事務局職員出席者

書記	岸俊之	書記	大沢嘉史
書記	勝田恭正		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 古内秀宣議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

- 古内秀宣議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についての1件であります。

何とぞご慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

- 古内秀宣議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

- 石川 清管理者 おはようございます。早朝よりご出席賜りまして、ありがとうございます。

本年度も第3・四半期を迎えようとしておりますが、本年度は国庫補助金が削減されたものの、年次計画に基づく下水道整備の促進を最優先とし、各種事業の推進に努めているところでありますので、議員皆様におかれましては変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日もご提案申し上げます議案は、平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。何とぞ慎重ご審議賜りまして、適切なるご決断をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

- 古内秀宣議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○古内秀宣議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

3番 猪俣直行 議員

5番 杉田恭之 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○古内秀宣議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

○古内秀宣議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、管理者より、平成25年度決算に基づく資金不足比率について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員より、平成26年5月分から7月分に係る現金出納検査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○古内秀宣議長 日程第4、議案第7号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第7号につきまして、提案の理由を申し上げます。

議案第7号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、去る7月25日に監査委員さんにご審査をお願いし、いずれも計数的に符合し、内容も適正に執行されたものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会のご認定をいただきたく、地方自治法第233条第3項の規定により、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○古内秀宣議長 これより質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第7号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、2点にわたって質疑をいたします。

先ほど全協で概略の説明がありましたけれども、1つ目は、平成25年度決算の歳入の特徴、そして歳出については、特に事業費と公債費の特徴的な内容についてお伺いをします。

それから、2つ目は、平成25年度決算における経費回収率についてお伺いをします。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

まず最初に、決算の歳入の特徴についてでございますが、歳入の特徴といたしましては、前年度と比較しまして、受益者負担金、下水道使用料に伸びがあったほか、諸収入におきまして、東京電力から原子力事故に伴う賠償金の収入があった一方、翌年度へ繰り越した事業によりまして、特定財源でございます国庫支出金、組合債の収入が減少したことによりまして、全体といたしまして前年度より約4億1,500万円の減額となっております。

続きまして、歳出のうち、事業費及び公債費の特徴でございますが、まず事業費につきましては、汚水事業建設費におきまして、国の補正予算に伴う追加内示により、工事費を翌年度へ繰り越したため、前年度より支出額が減少してございます。また、汚水事業維持管理費につきましても、污泥処分費及び施設整備費の減によりまして、前年度より支出額が減少してございます。次に、公債費につきましては、未償還元金の減少によりまして、償還元金、利子ともに減少しております。以上のような内容によりまして、歳出全体といたしましては前年度より約4億760万円減少しております。

以上が決算の特徴であります。

続きまして、経費の回収率の関係でございますが、経費回収率を算出するときの分母となります維持管理費につきましては12億3,400万円、資本費につきましては8億2,300万円でございます、使用料の対象経費といたしましては20億5,700万円でございます。それに対しまして、使用料収入が15億3,000万円でございますので、平成25年度決算における経費回収率につきましては74.4%となっております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 決算の概要についてはわかりました。

それで、経費回収率の関係ですけれども、平成25年度決算では経費回収率が74.4%というふうなことであります。これ100%に達していないということで、残り25.6%というふうなことになろうかと思いますが、この残りの25.6%分の金額、決算上幾らになるか。その補填についてどういうふうになっているのかお伺いします。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

74.4%の残り25.6%分の金額につきましては5億2,700万円でございます。その分の補填につきましては、構成市からの負担金によるものでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 平成25年度の予算議会でも質疑がされたというふうに記憶しておりますし、経費回収率100%で運営することが必要だというふうな見解も示されております。そうしますと、先ほど答弁がありました25.6%分の5億2,700万、この金額は本年度決算における使用料収入15億3,000万から34.4%を上回る、こういう金額になろうかというふうに思います。これ大変な額だなというふうに考えますけれども、市民の生活実態を踏まえた対応が私は考えられるのではないかとというふうに指摘をしておきます。いずれにしても、この金額を市民の使用料収入で今後賄うと、そういうふうにご考慮されるのか、お伺いしておきます。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

残りの分の25.6%につきましても、受益者負担の原則という観点からも、経費回収率が100%であることが望ましいと考えておまして、その不足分につきましても使用料で賄うべきと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかに。

9番、長谷川清議員。

○9番（長谷川 清議員） 9番、長谷川でございます。1点だけ確認をさせていただき意味でお聞きをさせていただければと思います。

歳入のほうの不納欠損に関する部分なのですが、負担金のほうで10万7,480円、それから使用料のほうで245万310円ということで計上されていると思うのですが、お聞きしたかったのは、この負担金及び使用料に関しての債権の種類というのですかね、強制徴収債権だとか非強制徴収債権だとか私債権だとかあると思うのですが、強制徴収債権に入っているのかなと思うのですが、その部分が1点。

それから、当然時効の消滅を迎えるということで不納欠損になるのだと思うのですが、時効を迎えるまでの期間ですかね。

それから、3点目が不納欠損に至った内容とその間の徴収業務について、この3点について聞かせてい

ただければと思います。

○古内秀宣議長 中田業務課長。

○中田真一業務課長 お答えいたします。

使用料の不納欠損につきましては、平成25年度で245万310円の不納欠損となっております。使用料につきましては、地方税法の規定により滞納処分ができるということになってございまして、強制処分の対応となっております。

受益者負担金につきましては、平成25年度の決算としまして、不納欠損10万7,480円となっております。こちらにつきましても強制執行の対象となるわけなのでございますけれども、こちらは都市計画法第75条の規定によりまして、時効は5年となっております。

不納欠損の経緯でございますが、使用料につきましては、所在不明が230万、そのほか死亡とかそういったもの、会社倒産とかそういったものがございまして、所在不明が約9割を占めてございます。受益者負担金につきましては、こちら10万7,480円の内訳としましては3名、こちら会社倒産とか自己破産とかそういったもので不納欠損となっております。

経緯としましては以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

9番、長谷川清議員。

○9番（長谷川 清議員） ありがとうございます。ということは、今お聞きした限りは240万円の約9割は、言ってみたら回収不能という判断に至ったということで、あと1割についてはいろんな関係があって時効を迎えたというような形で考えておけばよろしかったでしょうか。わかりました。ありがとうございます。

○古内秀宣議長 答弁いただかなくていいですか。

○9番（長谷川 清議員） うなずいていただいてしまったものですから。

○古内秀宣議長 答弁していただいたほうがいいのではないですか。

中田業務課長。

○中田真一業務課長 そのとおりでございます。

○古内秀宣議長 ほかに。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 7番、齊藤芳久です。1点につきましてお尋ねしたいと思います。

決算書36ページ、下水道整備基金ということでお尋ねしたいと思いますけれども、この整備基金の目的と、それから未現在の金額をどこら辺までに持っていくかということについてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答え申し上げます。

まず、下水道整備基金の目的でございますが、下水道整備基金の目的につきましては、下水道整備基金設置条例に基づきまして、下水道の整備に要する費用のための基金が下水道整備基金ということになってございます。

それから、残高の額の関係でございますが、以前の議会の答弁で水処理センター及び管路施設修繕で約

10億円必要だというようなことのお話をさせていただいております。しかしながら、水処理センター及び管路施設が老朽化しておりまして、以前にも増してそのリスクが高くなっているという状況等を勘案しますと、今後は10億円を超える額を確保しなくてはいけないのかなということと考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） わかりましたけれども、このいわゆる10億円の金額を確保していくということで、今各地でいろんな災害が起きていますけれども、その対策基金という解釈だけではないということ、あくまで整備基金ということで考えていっていいのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、下水道整備基金については整備に要する費用の分の基金ということになってございまして、災害の場合につきましても必要となる場合がございますので、今後はその整備基金の目的自体の見直しも必要かなとは考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） それでは、行政報告書の45ページに3,120万円という取り崩し金額があるのですが、このように整備基金は資金不足の状況になったときは自由に使えるという状況で、災害とかのためにここだけは確保していくとかという条項というか、使い道ということはないわけかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木総務課長。

○宇津木優明総務課長 お答えいたします。

現在の時点ですと下水道の整備に要するものという限定になって、目的基金になってございまして、今後その分条例の改正等を踏まえて、何にでも使える、災害にも使えるものという形にする方向で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第7号 平成25年坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定に対して反対討論を行います。

平成25年度の予算の規模は、歳入総額約39億4,300万円、歳出総額約37億9,600万円であります。歳入の

特徴は、前年度比で受益者負担金、下水道使用料で伸びがあったほか、諸収入では東京電力からの原子力事故に伴う賠償金の収入があった一方で、翌年度へ繰り越した事業により、特定財源である国庫支出金、組合の収入が減少し、全体として前年度より約4億1,500万円、率で9.5%の減となると。歳出においては、事業費の特徴は、汚水事業建設費が国の補正予算に伴う追加内示などにより、工事を翌年度に繰り越したため、前年度より支出額が減少しており、汚水事業維持管理費も汚泥処分費及び施設整備費の減によって、前年度より支出額が減少しています。公債費については、未償還元金の減少により、償還元金、利子とも減少し、歳出全体として、前年度より約4億760万円、率で9.7%減少しています。私は、限られた財政状況のもとで予算執行に努力された職員の皆さんに敬意を表するところであります。

さて、当組合では、平成22年に下水道料金が平均37%と大幅な引き上げが行われました。市民の皆さんからは、その引き下げを求める要望書も提出されています。私は、平成25年度予算編成に当たって、この市民要望を踏まえ、坂戸、鶴ヶ島両市からの負担金の増額を行い、使用料金の引き下げを求めました。しかし、その措置は行われず、逆に受益者負担の原則から使用料金の引き上げが必要だという質疑まで行われたわけであり、消費増税などで市民生活が一段と厳しさを増している状況のもとで、さらなる市民負担は看過できず、改めて本決算をもとにした使用料金の考え方にたざしたところであります。その結果、使用料金決定における経費回収率算出時の分母となる維持管理費は12億3,400万円、また資本費が8億2,300万円であり、その合計が20億5,700万円、それに対し、使用料収入は15億3,000万円であり、平成25年度決算における経費回収率は74.4%となっております。そして、受益者負担の原則により、経費回収率100%とした場合の残りの25.6%分の金額は約5億2,700万円であります。現在の使用料金との比較では、実に34.4%増という大幅なものです。今後、受益者負担の原則のもとに、市民負担になることは容認できないことを指摘しておきます。そして、平成25年度予算編成に当たり、現行の下水道料金引き下げの市民要望を実現するために両市負担をふやすことを求めてきましたが、予算には反映されませんでした。よって、本決算を認めることはできません。

以上申し述べ、議案第7号に対する反対討論といたします。

○古内秀宣議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 2番、松尾孝彦です。議案第7号 平成25年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして賛成の立場で討論を行います。

平成25年度は、安倍内閣による経済政策により、景気の回復基調が続いた年度でありました。しかし、地方自治体の行財政においては、構成市である坂戸市及び鶴ヶ島市の地方交付税の減額が行われるなど厳しい状況の中、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給料の臨時特例に関する条例に伴う人件費の削減により、身を切りながらも住民の立場に立って、快適な住環境の整備や浸水被害対策の実施などの下水道整備促進に管理者を始め組合職員が全力で取り組んでおられることを私は評価したいと思います。

平成25年度事業実績を見ますと、公共下水道建設事業については事業認可が追加されるとともに、汚水管線の築造工事を実施し、坂戸市と鶴ヶ島市の面整備を進め、処理区域の拡大に努めました。また、維持管理事業につきましては、限られた予算の範囲内において、各施設の効率的かつ適切な管理運営が図られたものと思われま。

一方、これらの事業の財源となる歳入につきましては、まず国庫補助金において国の補正予算を積極的に活用するなど特定財源の確保に努め、さらには重要な自主財源である下水道使用料の収納率向上を図り、構成市からの負担金を最小限とする配慮と努力がなされました。

以上申し上げましたとおり、各施策が適切に執行されていることを高く評価し、本案に対する私の賛成討論といたします。

以上です。

○古内秀宣議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を起立により採決いたします。

本案は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○古内秀宣議長 起立多数であります。

よって、本案は認定されました。



◎一般質問

○古内秀宣議長 日程第5、一般質問を行います。

通告者は3人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次質問を許します。

最初に、8番、加藤則夫議員。

○8番（加藤則夫議員） 8番、加藤則夫です。質問に入る前ですが、去る8月20日未明の突発的な集中豪雨による広島土砂災害で犠牲になられました74名の方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、避難生活を余儀なくされております皆様に、この場をおかりし、お見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。広島土砂災害に続き、8月24日には利尻富士、礼文両町や稚内の集中豪雨、9月11日未明からの北海道南西部と東北地方を中心に局地的に猛烈な雨が降るなど、近年地球温暖化やヒートアイランド現象などによる局地的なゲリラ豪雨が多発しております。昨年の9月末に、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が6年ぶりに提示した報告書の中で極端な気象の増加する点について触れ、気候変動によって、乾燥地域ではさらに乾燥が進み、雨の多い地域、日本を含めた中緯度地域では強い雨が頻繁に降ると警告を発しておりましたが、10月16日には日本歴代強雨のワースト記録となってしまいました伊豆大島の土砂災害が発生したわけであり、当組合管内でも局地的な集中豪雨による道路冠水などの相談や苦情が多くあるのではと思うところであります。

浸水被害は、局地的な集中豪雨のみならず、宅地等の開発により従来田畑であったところの地表面が建物やアスファルトで覆われ、このような土地利用の変化によって、田畑がもともと有していた雨水を貯留し、浸透させる機能が低下、さらには高台地区の開発により従来から居住している低地の地区に排水能力を超える雨水が流れ込むことにより、内水による浸水被害も発生していると思うところであります。集中豪雨などによる雨水の浸水対策事業は大変重要な事業であり、組合事業認可区域内に居住しております住民皆様の命の安全と財産を守るためにも早急に対策を講じる必要があると思うことからお尋ねいたします。

まず、1点目の質問は、当組合の事業認可区域でここ数年において浸水被害がありましたら、その実態をお尋ねいたします。

2点目として、浸水被害に対応した実例と対策方法をお尋ねいたします。

3点目は、浸水被害対策を講じるための今後の課題をお尋ねし、1回目の質問といたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 加藤議員さんの一般質問についてお答え申し上げます。

組合管内での浸水被害の実態についてでございますけれども、下水道組合の先人の方々が決定した下水道計画、それも雨水計画でございますけれども、特に組合の雨水事業計画につきましては昭和45年に都市計画決定されて、市街地の浸水被害を防除するというような計画を立てております。特に雨水事業につきましては、飯盛川大谷川都市下水路事業を先行型として行っております。飯盛川区域につきましては、坂戸町の坂戸、鶴ヶ島町の脚折180戸が浸水被害が当時ありました。大谷川流域につきましては、鶴ヶ島市の上広谷、藤金、太田ヶ谷178戸の浸水被害等があり、これらの解消に急ぐという形で、下流より用地買収をして、工事を実施してきたものであります。それとあわせて旧市街地につきましては、昭和51年から汚水事業を進め、普及活動に現在も努めているところでございます。

浸水被害の実態につきましては、構成市での浸水被害の報告につきましては伺ってございませんが、未整備区域におきまして浸水被害の実態につきまして、平成20年8月に鶴ヶ島市の藤金久保団地内につきまして家屋の浸水等があったというような報告を受けております。

2点目につきましては、浸水被害に対する実例と対策方法でございます。管内における浸水被害はありませんが、昭和の時代より大谷川雨水幹線流域につきましては、下流部につきましては台風等により浸水被害に悩まされたところであります。特に平成11年8月の豪雨につきましては、浸水面積が280ヘクタール、床上が8棟、床下が92棟浸水被害が発生しております。その後、被害区域の関係住民、議員さんによります大谷川流域水害対策促進期成同盟会が結成され、関係4市、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、日高市におきます大谷川流域対策推進協議会で浸水解消に向けた国への働きかけ、それと国施工による大谷川樋門、それから組合の施工による大谷川雨水ポンプ場の完成による浸水被害の改善に努めてまいりました。

3点目の浸水被害に対する今後の課題でございますけれども、近年日本各地区におきます集中豪雨が多発しております。被害が発生しておりますけれども、管内におきましては、台風、豪雨に備え、下水道施設の巡視、それと点検等を行いまして万全を期しているところでございます。

また、今後の課題につきましては、計画上、降雨が長い時間にわたる場合があります。雨水幹線、水路が溢水する可能性もございます。これにつきましては、計画上は5年確率で1時間50ミリ以上、そういう

形で設計なされておりますので、長い時間にいたしますと溢水するおそれがございます。

なお、事業認可区域内での道路冠水の解消対策は、昭和55年6月2日に坂戸市と道路排水施設の管理区分という形で確認書を行っております。坂戸市におきましては、L字溝、それからU字溝並びに接続する雨水ますでの管理を坂戸市が行います。組合につきましては、雨水取りつけ管及び雨水管路関係につきまして維持管理を行っております。同様に鶴ヶ島市におきましても確認書を、同様のものを締結をしてございます。今後事業認可区域内での開発行為及び管内での雨水排水における宅地内処理をお願いしていくとともに、浸水被害対策につきまして、構成市と連携を図りながら調査研究を進めていかなければならないというふうを考えております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

8番、加藤則夫議員。

○8番（加藤則夫議員） 一通りの答弁をいただき、道路冠水は構成市の道路担当所管が管理することは理解いたしました。しかしながら、下水道法第2条第1項の下水の定義に、生活もしくは事業に起因し、もしくは付随する排水または雨水と示されております。すなわち、1つは汚水対策、2つは雨水対策と、下水道組合には2つの大きな役割があるところとありますが、事業認可区域内での雨水管配置計画はどのようになっておられるのか、お尋ねいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

雨水管渠の排水計画を検討する場合は、特に地形に順応した配置とすることが重要でありまして、また既存水路等の排水施設でできる限り下水道計画に活用する配置とするのが経済的な考え方と、得策だというふうな考え方を持っております。また、雨水排除の原則は、流出された雨水を速やかに排除することでありまして、その場合、もとの地形上も異なることから、雨水管渠の配置方法には特に定型されたものはありません。したがって、事業認可区域内の排水管計画につきましては、区域ごとに事前調査を行いまして、検討を行った上で配置を決定しているところでございます。

計画上は以上でございます。

○古内秀宣議長 8番、加藤則夫議員。

○8番（加藤則夫議員） 事業認可区域内の位置指定道路に対する雨水管配置計画の検討はされているのか、お尋ねいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 事業認可区域内には、建築基準法上の要件を満たし、行政が道路位置の指定をした道路、いわゆる位置指定道路やそれ以外の私道道路、個人のほうが権利を持っている道路に面した区域も含まれております。したがって、それら位置指定道路等の公道ではない道路につきましては、雨水、汚水ともに管渠配置計画を策定しているところでございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

8番、加藤則夫議員。

○8番（加藤則夫議員） 雨水管渠の配置計画を策定しているとのことですが、いつごろ埋設されるのか、

お尋ねいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 ご承知のとおり、事業認可区域内の下水道整備や区画整理区域内を除き、污水管整備を先行され、公衆衛生の向上に取り組んでいるところであります。当面は市街化区域内の污水管未整備区域の解消に向けて進んでいきたいというふうを考えておりますが、したがいましてご質問の雨水管渠の整備時期につきましては、先ほど申しましたとおり、污水管渠整備後に着手することとさせていただきます。

雨水事業の未整備区域の整備順位選定を行うこととなりますが、全額構成市の税負担でございます。財源の確保がかなり問題になります。現状の污水事業における処理原価に対する使用料収入は、まだまだ構成市の繰り入れに頼っているところでございます。

このようなことから、今後浸水区域の特定した区域を重点的に事業展開するには、これからは構成市と十分その後の雨水管整備につきまして協議をしていく、あるいは研究していかななくてはならないというふうを考えております。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

8番、加藤則夫議員。

○8番（加藤則夫議員） 答弁でもございましたように、処理原価には満たないわけではあります、受益者負担のあります污水対策に重点が置かれ、現実には雨水対策はどうしてもおくれがちになり、市街化区域で雨水管路が埋設されていない地域において内水による浸水被害を危惧するところであります。今後構成市におきましても、扶助費の支出増に加え、生産年齢人口の減少などで税収の伸びが期待できない中、これまでに整備してきた公共施設等が一斉に大規模改修や建て替え時期に当たるなど多額の財源が必要となるわけではあります。雨水対策事業のための財源確保にはさまざまな課題が重なり、雨水管路の埋設がかなわなければ、本下水道組合の事業認可区域内に居住する皆様の命の安全と財産を守る保障はできないわけではあります。

そこで、財源確保も根底に、公共の事業・施設に運営権を設定し、民間企業などに委託するコンセッション制度を導入するお考えをお尋ねいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 加藤議員さんご提案のコンセッション制度でございますが、イメージ的には污水管理事業に雨水管理事業を加えた形でPFI法による、民間事業者が公共施設の建設、維持管理、運営を目的とした公共事業の手法でございます。PFIコンセッション方式につきましては、施設の所有権を移転せず、事業自体が民間企業へ運営権を長期に、20年から30年になりますけれども、わたり付与する方式であるため、平成25年5月に法改正が行われておりますが、下水道事業では実績がございません。下水道管理のメリットといたしましては、長期契約事業者の維持管理の円滑化、ノウハウ蓄積、民間企業での包括民間委託の構造的な課題解消が挙げられます。また、下水道サービスが民間の資本コスト、純利益を確保するため、下水道使用料が上昇する懸念や、あるいは大規模地震、豪雨などのリスク対応もあります。現段階では、一般的には難しい面があると理解しております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 8番、加藤則夫議員。

○8番(加藤則夫議員) 雨水対策事業を早急に取り組める可能性がありますコンセッション制度の導入をお尋ねしたわけでありますが、実績がなく難しいとの答弁いただきました。しかしながら、昨年6月に公表された政府の成長戦略(日本再興戦略)によりますと、空港、上下水道、道路を初めとする公共施設について、公共による管理から民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度、いわゆるコンセッションの導入を推進することが明記されております。特に下水道事業では、国土交通省が本年3月31日、下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(案)を公表し、基本的な考え方や仕組み、下水道法等の関係法令との間で考慮すべき事項などが整備されております。また、6月9日には、国土交通省と日本下水道協会が下水道政策研究委員会を設置し、我が国の今後の下水道事業の基本方針を議論した結果を公表しております。新下水道ビジョン(仮称)案には、国はモデル都市において、官民の適切な役割分担のもと、資金調達、設計、建設、維持管理、改築などの下水道の事業運営全般に対して、適切な業務評価に基づき、包括的に民間企業が参画、貢献できる仕組みを検討するなどの制度構築の記載もあります。コンセッション方式では、従来のPFIや指定管理者制度などと比べ運営権の期間設定に期限はなく、20年から30年といった長期にわたり民間の裁量を生かして経営できる自由度の高い仕組みでもあります。雨水対策事業は急を要するわけで、財源確保または雨水管路路設を最優先に講じる必要があるわけであり、そのような観点からも、コンセッション方式の導入を視野に検討していただき、雨水対策事業も積極的に取り組んでいただきたいのですが、管理者及び副管理者のお考えをお尋ねし、私の一般質問を終わります。

○古内秀宣議長 石川管理者。

○石川 清管理者 ご提案がありましたコンセッション方式の導入に関しましては、今後研究してまいりたいと思います。

○古内秀宣議長 次に、2番、松尾孝彦議員。

○2番(松尾孝彦議員) 2番、松尾孝彦です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

省エネルギー対策と再生可能エネルギーの活用について、電力供給が厳しい状況が続く中で、政府は太陽光に代表される再生可能エネルギー普及加速と節電などの即効性の高い取り組みを推進しております。

そこで、以下質問いたします。

- 1、省エネに向けた処理施設の改善について。
- 2、下水道資源の有効利用について。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 松尾議員さんの質問にお答え申し上げます。

下水道における資源、エネルギー利用の現状について、下水道は都市活動から発生する下水や熱を収集しており、大きな資源を保有しております。全国処理場数につきましては約2,200カ所ございます。しかしながら、エネルギー利用につきましては、約1割の消化ガス発電41カ所、下水熱を利用した地域熱供給など11カ所、流入によるリンの利用1割、小水力発電の導入につきましては10カ所と利用状況は低い水準

でございます。

1つ目の省エネに向けた処理施設の改善でございますが、処理区域内の拡大に伴いまして、下水量の増加による石井水処理センターの3系増設、それと平成24年度より実施しております設備の長寿命化計画によってコンパクト化した省エネルギー機器への改善を進めているところでございます。

2つ目の下水道資源の有効利用でございますが、資源とされている下水道の汚泥につきましては、海洋投棄、それから肥料化、埋め立て等を実施してまいりました。しかしながら、環境問題や処分地の確保問題がございまして、平成11年から安定した処理を確保して、有効利用でセメント原料化で実施しているところでございます。

また、処理水につきましては、再利用、センターのトイレ洗浄水や家庭菜園の散水などを行っております。現在では、ここ数年、水不足によります水田等への農業用水として活用しております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） それでは、順次再質疑をさせていただきます。

まず最初に、省エネに向けた処理施設の改善についてなのですが、下水道施設の電力使用量と節減目標について、ありましたら示してください。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答え申し上げます。

ご質問にありました下水道施設の電力使用量の節減目標につきましては、当組合につきましては、地球温暖化対策実行計画の中で温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施しており、下水道処理に伴い排出される電気使用量の削減、ガス及び灯油などの使用燃料の削減に努めております。

污水処理施設につきましては、基準年度につきましては、平成16年から平成25年度までの原単位が9%の削減をしております。ここでの原単位につきましては、汚水流入量1,000立米当たりの排出される温室効果ガスの指数でございます。

今後につきましては、処理区域は拡大して見込んでおりますから、温室効果ガスの排出量も増加する可能性が懸念されますが、さらなる電気、燃料の使用削減を推進することで、温室効果ガスの排出量の原単位について基準年比マイナス6%を維持していきたいというふうに考えております。

また、温室効果ガスでございますが、一酸化二窒素削減対策といたしまして、流動床焼却炉について焼却の温度を800度から850度に上げまして、二酸化炭素310倍の温室効果を有する一酸化二窒素を約6割減少するというような目標を持っております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 次に、使用電力を削減するための技術の導入と課題について示してください。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答え申し上げます。

下水道施設における省エネルギー対策につきましては、生物処理に必要な空気を送る散気装置を微細な気泡を発生することによって酸素溶解しやすくなり、処理場で最も多くの電気を消費する散気装置の消費電力が約2割から3割減少します。あと、LED照明の使用などにつきましては、既存施設に対するコストの問題もあり、将来的には視野に入れ、今後の検討課題といたしたいと思っております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 続きまして、下水道施設の敷地を利用した太陽光発電を進めてはいかがでしょうか。また、地域に資源エネルギーの供給はできないのでしょうか。例えば東京都稲城市の南多摩水再生センターは、太陽光発電施設を導入し、ソーラーパネルを設置して、2015年度中にも発電事業を開始する予定ですという例もあります。これについて答弁をお願いします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答え申し上げます。

下水道施設の敷地を利用した太陽光発電につきましては、高度処理計画や施設の増設があり、センター内の池の上部を利用することによって、増設途中でもあるため、考えられません。

なお、目的外使用となる国の許可が不可欠となっております。

南多摩水再生センター、敷地面積が25ヘクタールございます。本組合につきましては11ヘクタールです。処理能力16万立米／日でございます。焼却炉につきましては、3基ございまして150トン、当組合につきましては1基で25トン、の大規模施設であり、当組合につきましては地域の資源エネルギーの供給はかなり厳しいものと。当面は施設の充実した維持管理を継続したいというふうを考えてございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 続きまして、2番目の下水道資源の有効利用についてということですが、下水道資源の活用についての取り組みということについて伺いたしたいと思います。例を挙げますと、愛知県豊橋市にある同県の下水処理場、豊川浄化センターの敷地内に農業用ハウスが建ち、再生水を用いてトマトの水耕栽培が行われています。また、下水道処理の全てを生かす試みとして行っています。当組合も2年前に私も行かせていただきましたが、岐阜県の上下水道のリンの回収の取り組みなどを視察しました。この点についての当組合の取り組みについて伺いたしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答え申し上げます。

資源である汚泥を安定して処分できるよう、引き続きセンターの減量化等につきまして考えております。

ご質問の愛知県豊橋市の豊川バイオマスパークの事例ですが、愛知県と豊橋市、技術大学などのプロジェクトを組み、ごみと汚泥を混合させたガスを発酵させ、太陽光発電、風力発電などビニールハウスの加温に活用され、処理水を再生水としてトマトの栽培をしているところでございます。豊橋市の浄化センターの敷地面積につきましては43ヘクタール、処理能力につきましては10万4,000立米／日、焼却炉につきましては3基ございまして135トンあります。規模としては大きなエネルギーを排出するものであります。

当組合と比較いたしますと、大規模な県レベルの流域下水道事業で行っておりますので、情報といたしましては参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

2番、松尾孝彦議員。

○2番（松尾孝彦議員） 続きまして、下水道資源の有効利用の中で、汚泥焼却の廃熱の利用についてですが、4月の11日に閣議決定されました政府のエネルギー基本計画には、下水汚泥、食品廃棄物などによる都市型バイオマスについて利用を進めることが明記され、再生可能エネルギーの一つとして、さらなる技術革新として期待されておりますが、汚泥焼却の廃熱利用などはどのように検討されているのでしょうか。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

汚泥焼却の廃熱利用につきましては、現在焼却施設は1基のみで稼働しているため、附帯設備を設置するのは難しいため、現施設では不可能であります。今後の将来計画といたしましては、焼却炉の増設、廃熱利用も視野に入れ、検討させていただきたいと思っております。

ご質問は、資源の有効利用に向けた処理施設の改善を求めるものと理解いたしますが、例を挙げますと、豊橋市あるいは稲城市のそれぞれの流域下水道施設で県単位で取り組んでいる計画であり、消極的ではございますが、当組合の現在の施設は建設途中であるとともに、財政的にも使用料で賄う市民の理解がないと難しいと思っております。いずれにいたしましても、当組合につきましては、節電や省エネルギー機器の変更などの取り組みは行っていきます。太陽光につきましては、構成市とともに取り組んで研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○古内秀宣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 7番、齊藤芳久です。ただいま議長より許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

先ほど平成25年度の決算の中で、吉岡議員より私の質問のかなりの部分が出てしまいまして、その時点においては、吉岡議員、非常にこの財政をよく理解してくれたのかなということであれしく思っております。ただ、討論においては全く反対のことを言っていましたので、私と吉岡議員の質問に関しては重複する部分が多々あると思っておりますけれども、吉岡議員とは反対の意味で私は一般質問をさせていただきます

ので、よろしくお願いいたします。

1番、坂戸、鶴ヶ島下水道事業は、市民の生活環境の向上を目的に、昭和48年に供用を開始して以来、普及率の向上を目指し、整備区域の拡張を目指しているのが現状であります。

事業に対して下水道整備を行うために多くの費用を費やしてきました。また、日々の経営の中で施設の老朽化は進み、処理費用、施設整備事業には、今後多くの予算が必要と思われます。そうした中で、重要な財源であります下水道使用料は平成9年に定め、その後平成22年5月まで12年間改定せずに運営を行っており、平成22年5月より回収率100%を目指しましたが、それまでの58%に比べると市民への影響が大き過ぎるとの理由により、経費回収率を80%に抑え、後3年程度ごとに改定を行い、経費回収率を100%まで持っていき、下水道使用者と浄化槽使用者の格差をなくし、受益者負担を確立し、市民平等に下水道事業を行うことを確認し、使用料の改定を行ったものと記憶しております。平成22年5月より平成27年5月になると5年の期間が過ぎ、現在の財務状況と経費回収率の状況を踏まえ、下水道使用料の現状と今後について、以下お尋ねいたします。

- (1)、現状の財務状況をどのように捉えているか。
- (2)、現在の経費回収率は何%であり、100%との差額をどのように補填しているのか。
- (3)、下水道使用料改定後、5年が過ぎることについての考えは。
- (4)、下水道利用者と浄化槽使用者との受益者負担の公平性の差の考え方は。
- (5)、下水道使用料について今後の考え方はということで、1回目の質問といたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の現在の財務状況はどのようなことかということでございますが、平成25年度の使用料対象経費の財務状況でございますが、使用料15億3,000万円の収入に対しまして、支出の汚水処理費につきましては20億5,000万円であり、約5億2,000万円の不足でございます。不足分につきましては解消に努めてまいりたいというふうに考えます。

次の、現在の経費回収率は何%であり、100%との差はどうかと。補填状況はどうかという形でございますが、平成25年度の経費回収率は、先ほども答弁しましたように、74.4%です。不足の25.6%につきましては、構成市からの負担金により、あるいは税金により補填をされているところでございます。

下水道使用料改定後の5年間が過ぎるという考え方でございますが、前回の下水道使用料改定時につきましては平成22年5月でありましたので、それからあと1年足らずで5年を経過するわけでございます。平成25年12月の答弁でも、下水道事業運営審議会がございましたので、組合の議員さんにもいろいろとご意見をいただき、ご指導いただき、ご指摘をいただきまして、5年目を目途に下水道使用料見直しを検討させていただきたいというふうに考えております。したがって、下水道事業運営審議会条例に基づく審議開催内容を公表し、市民への説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。現在まで2回の審議会を公表してございます。

下水道使用者と浄化槽使用者との受益者負担の考え方でございます。浄化槽の検査、保守点検、清掃等に係る維持管理費は個人負担で行っております。坂戸市、鶴ヶ島市内の一般的な家庭での維持管理負担につきましては、これ浄化槽でございますが、年4万から5万程度。下水道使用料を平均いたしますと、約

2万弱でございます。差額がございます。このようにもともと金額に差がある上で、下水道使用料につきましては、先ほど2番目の質問でございますが、現在の経費率が74.4%であり、不足分につきましては構成市の負担が生じているところでございます。受益者負担の原則から、経費回収率につきましては100%であるということが望ましいのは当然でありまして、今後とも適正な使用料の算定と経費回収につきましては不可欠でありますので、そのように認識をしてございます。

下水道使用料につきましては今後の考え方でございますが、3点目と4点目の回答と重複いたしますが、今後下水道使用料につきましては下水道運営審議会に使用料の見直しに関する諮問等を行いまして、ご意見をいただきながら、議員皆様の協議を重ねながら、市民に説明しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） ありがとうございます。今一通り答弁いただきまして、現状的にはかなり浄化槽使用者と下水道使用者のいわゆる格差が大分ついているということと下水道組合の財務状況というものが、毎年5億2,000万円というものが各両市から市税として支払われて、それが料金として使われているという現実を大きく見た中で、(1)より順次質疑していきますけれども、下水道整備に関する公債費だと思いますけれども、現在の公債費の残高が147億円あって、年間約5億円ぐらいの金利を払っているという現状ですけれども、公債費残高についての考え方は、先ほどの説明で今までより減ってきているという説明でございますけれども、現状としてこの金額をどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 齊藤議員さんの再質問につきましてお答え申し上げます。

現在の財務状況、その中で公債費残高147億円の考え方はということでございますが、平成24年度の公営企業決算、各県単位で行っておりますが、単独処理場を見ますと、同規模の単独団体と比べますと、処理区域内人口8万6,196人の熊谷市につきましては公債費残高が199億円、7万8,494人の深谷市につきましては167億円、5万1,848人の飯能市につきましては99億円となっております。単独公共下水道につきましても、当組合につきましては低い状況になっております。当組合の処理人口につきましては11万2,269人でございます。各団体と比較いたしましても10万を超えている処理人口でございますので、公債費残高につきましては低いというふうに考えております。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 坂戸、鶴ヶ島下水道組合の147億円の公債費については少ないという解釈の説明として理解していきますけれども、先ほど下水道使用料の差額が5億2,000万円、そして公債費の年間の金利が4億8,000万円という部分を考えていくと、この公債費残高というものがこれから整備していくに従ってふえていくと思いますけれども、これを減額にしていくという考えについてはどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 下水道組合の財政計画を10年程度実施して、計算してございます。その中では、ちょうど平成6年に石井水処理センターの建設工事が完了いたしまして、そこからもう約30年の償還がこれから行われます。ちょうどあと10年弱でピークが過ぎていきます。ということは、残金も減ってくると。それと、元利償還金につきましても元利均等でございますので、それも減ってくるというような見込みでございまして。ただ、問題なのは長寿命化関係の古い施設、これを逐次国費をもらいながらやっていかなくては行けないという形でございまして、公債費残高等につきましても、これからその均等化、要は平準化、そういうものを研究しながら財政計画をこれから練っていききたいというふうに考えております。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 今後いろいろ整備の地区がありますので、なるだけ公債費を減らしていければいいのかなと思っております。

それから、財務のほうなのですけれども、前回使用料を値上げしました。そういう中で、この4年間なのですけれども、その間に増額した使用料というのはどのくらいになっているかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 前回の使用料の値上げ後の使用料の歳入でございまして、改定前が平成21年、10億800万円でございます。平成22年度につきましては14億2,000万円でございます。改定前より3億4,000万円増でございます。23年度が14億6,000万円、改定前より3億8,000万円の増。平成24年度、15億1,000万円、改定前より4億3,000万円の増と。平成25年度決算でございまして、15億3,000万円、改定前より4億5,000万円の増という形で、年々鶴ヶ島地域等の整備ということでございまして、ふえています。ただ、使用水量につきましてはほぼ並んでいるか、節水型がありますので、使用料収入につきましては少し下がっているというような状況です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 現実的に使用料を58から80に上げて、やはりその差額はずっとついてきているということで、先ほどの報告ありましたとおり、当初5年前としては80だったのが74になっているということで、20%の差額が25.6%の差額になっているという現状があります。わかりやすく聞かして、経費回収率の計算は、経費のどの部分とどの部分が含まれるかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 経費回収率の計算は、経費はどの部分が含まれているかという質問でございまして、平成25年度の決算の歳出項目で申し上げますと、汚水事業維持管理費のうち、総務省が定める公費、税で負担すべきものを除きまして、組合の運営費、議会あるいは総務費並びに汚水に係る先ほど言いました組合債の元利償還金となっております。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） いわゆる受益者が使う費用がその分に入っていること、この解釈をしております。先ほど吉岡議員の質問にありましたけれども、25.6%の不足分についてはどこで補っているかということについては、両市で案分して、いわゆる市税、一般の市税から払われている現実があるというお答え

がありました。このいわゆる市税で補っているものは、公債費の残高には影響するのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 公債費の残高につきましては、影響はございません。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） それであれば結構だと思います。

（3）の下水道使用料改定後の5年が過ぎるということで、運営審議会を開いて今2回ほど行っているということですが、前回12年間使用料改定されなかった状況は、かなり下水道組合の運営に関しては反省があったかと思うのですが、今回の、今4年半ですが、その時点で審議会をつくって検討しているという状況については適正なのかそうでないのかということで、私の記憶では3年ぐらいで検討を始めるということだったと思うのですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 前回の改定時におきましても、いろいろご意見、ご指導をいただいたことで、繰り返しになりますけれども、下水道事業運営審議会でも審議委員さんあるいは議員さんからのご意見等を賜りながら、下水道の見直しを検討する準備に入っているところでございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 今までの私の最初からの質疑の中でそれをまとめまして、現状的にはこの現状でよいのか、それとも何らか改善の方法をとっていかなくてはいけないのかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 下水道使用料の回収につきましては100%という形で、今後とも継続して回収に向けた研究、あるいは各機関にご相談をしていきたいというふうに考えております。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） これは局長にお尋ねしますが、前回の使用料改定につきましては、現在の管理者は議員として使用料の改定には反対をされた立場でありました。現在は管理者でありますけれども、その関係が今の事務運営に影響しているかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 事務運営につきまして、使用料の変更等につきまして、管理者が影響があったかというようなご質問でございますが、組合といたしましては、あるいは事務局といたしましては、そのようなことはあり得ないというふうに理解しております。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） ただいまの答弁で大変安心しました。大いに事務局の多方面の考え方の中でいろいろな方面を検討していただければと思っております。

そうしたいろいろ現状がある中で、今下水道を使っている人が受益者負担ということで、現在25.6%が実際の経費より削減されているということは下水道使用者に周知されているかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

下水道使用料の回収率や経費の充当などに関する帳簿、改定時におきまして、目標が80%を見込んで改定いたしました。まだ目標に達してございません。しかしながら、まだ継続して構成市から下水道会計への繰り入れが続いております。今後市民への説明責任といたしましては、下水道運営審議会条例を運用し、市民へ説明したり、受益者負担の理解を得たいというふうに思っております。

なお、審議会の内容につきましては公表してございますので、議員各位、市民各位につきましても説明責任が果たせるというふうに考えております。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 現在水道と下水の請求が一緒に来て払っているわけですが、そういう中で、あまり私も細かくは見ていないのですけれども、現在の皆さんの払っている下水道料金については、25%分の市の補助金がかきまわされて、75%の下水道料金を集めていますというようなはっきりとした内容のものは考えているかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

使用料、80%目標の20%につきましては、構成市が負担しているのではないかと。これにつきまして市民に説明しているかというような状況でございますけれども、これらにつきましても、改定時につきましてホームページあるいはビラ等を、あるいは市民からの問い合わせにつきまして説明をしてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） ただいまの答弁に対しまして、浄化槽使用者から税制の不均衡な扱いだということの質問等また意見等はあったかどうかについてお尋ねいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

浄化槽使用者からの問い合わせ等につきましては、現在のところございません。

以上でございます。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 両市の市民の浄化槽を使っている人が非常にご理解のある考え方をしているか、それともそれがわからなかったかという、周知されていないという部分も多々あるというか、ほとんど100%あるのではないかというふうには考えております。そういう点をよく周知して、市民に知らせることで、下水道料金が今後の考え方に大いに反映されるのではないかと考えております。

最後に、下水道料金の今後の考え方ですけれども、今審議会を開いておるといことですけれども、何

回続くかわかりませんが、そこでの今後の流れについてお尋ねしたいと思います。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 下水道使用料についての今後の考え方でございますが、繰り返しになりますが、今後下水道使用料につきましては、下水道運営審議会に使用料等の見直しにつきまして諮問等を行いまして、ご意見を賜りたいと。議員各位につきましても、協議あるいは協力をいただきまして、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） この今の12名の議員の中にも前回の改定の時期にいた議員さんが何人かいらっしゃいます。そうした中で、あれだけ奮闘した中で決めていった下水道料金の見直しでございます。鶴ヶ島の議員も、あと残すところ半年余りで任期が終わります。そうした中で、前回80%にしたままで終わってしまうのは、非常に責任を果たしているかどうかという下水道議員としての大きなジレンマというのですかね、そういうものを感じております。できることなら、前回の5月から改定された時期があります。丸5年たちます、それまでには、そこまでには、先ほど反対の討論もありましたけれども、市民のいわゆる公平な税制の使い方を十分考慮して、下水道料金の改定については前向きに取り組むべきと私としては思っておりますけれども、再度それについてお答えをお願いいたします。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 下水道組合の使用料でございますけれども、公共下水道につきましては計画から汚泥の処分まで、これ一貫して下水道使用者から受益者負担金をいただいております。ただ、公共下水道につきましては公の部分が多い。税負担が多いと。この公費を除いた中で使用料の算定になっています。ただ、浄化槽につきましては、これにつきましては個人負担。土地も買い、設備も設置し、それから一部の構成市の補助、維持管理とかそういうものもあります。そういう中で、個人負担と公の負担の中で相互に関係すると、浄化槽につきましては坂戸地区衛生組合、汚泥は全額公費負担。そういうものもいろいろと今後運営審議会等で審議してもらいまして、これが本当に構成市が負担すべきものなのか。公共下水道で負担すべきものなのか。あるいは、浄化槽設置者に対する負担すべきものなのか、補助すべきものなのか、そういうものを議論していきたいというふうに考えています。

以上です。

○古内秀宣議長 7番、齊藤芳久議員。

○7番（齊藤芳久議員） 最後に1点だけお伺いしたいと思いますけれども、今後どんどん整備が進んでいって、何十年後になるかわからないのですけれども、そうなった時点で多くの方が下水道を使っていった場合、下水道使用料というのは、先のことだから想定でしかないのですけれども、これは下がっていくようになるのでしょうか、それとも永遠に上がり続けていくのかということで最後にお尋ねして、終わります。

○古内秀宣議長 森田事務局長。

○森田進一事務局長 お答えいたします。

下水道計画につきましては、永遠に続く下水道事業だと思います。11万人の処理を、毎日汚物が押し寄

せています。この施設をずっと維持するには、やはり使用者、受益者負担からある程度の負担をいただく。ただ、問題は、水質汚濁の防止ということがございます。浄化槽と違って、公共下水道は公共性が高い。それに対して、幾ら構成市あるいは税負担すべきかと。そういうものの議論がこれから錯綜します。今後につきましては、そういう施設を、12万人の命を守る施設をやっばり守っていかなくてはいけない。使用料につきましては、それに適正にやっていかなくてはいけない。適正な原価をかけてやっていかなくてはならないというふうに認識しております。

以上です。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様、早朝より熱心に議論をいただきまして、またスムーズな議事運営にご協力いただきまして、無事に終了することができました。

また、行事の多い時期でございますので、お体にご自愛の上、今後のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◇

◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のご協力により、スムーズのうちに終了することができました。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

(午前11時35分)

○古内秀宣議長 これをもちまして、平成26年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。